

# 労働総研 ニュース

No.346・347

2019年1・2月

発行 労働運動総合研究所 (略称: 労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>  
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501  
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール [rodo-soken@nifty.com](mailto:rodo-soken@nifty.com)

## 2019年春闘提言

### 賃上げ、労働条件の改善こそ経済回復の道

2019年1月16日 労働運動総合研究所

- ◆ 安倍首相は、折に触れて「景気は着実に回復している」と言い、“アベノミクス”の成果を強調しているが、安倍内閣6年間の平均GDP成長率は、民主党政権時代を下回っている。
- ◆ Gセブン7か国の経済成長率を比較すると、日本は下から3番目と低く、唯一、実質賃金がマイナスである。国際的にもアベノミクスの失敗は明らかである。
- ◆ とりあえず、安倍政権発足時まで生活を戻し、維持するだけで、7.16%、2万3044円の賃上げが必要になる。
- ◆ 格差拡大、貧困化が進む中で、各国は最低賃金の引き上げに努力しており、アメリカは、2018年に主要な州の最低賃金が時給10ドル(1132円)を超える。カナダ、イギリス、ドイツ、フランスも1200~1300円に引き上げられ、2019年には、韓国が日本を上回る。
- ◆ 公務部門に、国と地方合わせて72.1万人(公務員全体の23.8%)の非正規労働者が働き、その多くは時給1000円以下、年収200万円未満である。政府は、民間企業の賃上げを言う前に、まず足元の労働者の労働条件を改善すべきである。
- ◆ 2018年6月に強行採決された「働き方改革関連法案」に含まれる「高度プロフェッショナル制度」は、政府・経団連がいよいよ労働時間規制の本丸に手を付けようとするものであり、職場での阻止が重要である。
- ◆ 賃金の引き上げや労働条件の改善を行えば、企業の労務コストが上昇するが、やがて家計消費需要の増加を通じて企業にプラスとなって跳ね返ってくる。
- ◆ 労働総研が提起している労働者のための「働き方改革」(働くルールの確立)、非正規労働者の正規化、最低賃金の1500円への引き上げおよび2万5000円の賃上げを実施すると、59.5兆円の財源が必要になるが、それによって付加価値(≒GDP)が34.8兆円増加し、税収も6.35兆円の増収となる。GDPの増加34.8兆円は、2016年度のGDPの6.5%に相当するから、第2次安倍内閣発足後、平均1.14%であった経済成長率が6倍近くに加速されることになる。
- ◆ 2017年度に内部留保が667.3兆円に達した。従業員1人あたりで見ると、全体で1581万円、資本金規模1千万円未満の企業でも214万円あり、財源は十分である。
- ◆ 賃上げおよび労働条件の改善は、労働者だけではなく、日本経済にとっても必要なのであり、それを実現するのは、労働組合の社会的責任である。

## Ⅰ 戦後最長の景気上昇と言うが

安倍首相は、折に触れて「景気は着実に回復している」と言い、“アベノミクス”の成果を強調している。また、12月13日には、内閣府の景気動向指数研究会（座長＝吉川洋・立正大教授）は、今回の景気拡大が、「いざなぎ景気」を超え、戦後2番目の長さになったと発表した。しかし、本当に日本の景気は回復し、経済が拡大しているのだろうか。

今回の景気拡大が始まったとされる2012年12月は、第2次安倍内閣の発足時である。経済の規模を表す代表的な指標であるGDP（国内総生産）を当時と比較すると、年率で見ても、実質1.14%増であり、成長の名に値しないほど低水準である。これは、安倍首相がよく比較の対象にする民主党政権時代（2009年9月～2012年12月）の年率1.51%を下回っているのである。

一方、実質賃金は、民主党政権時代は年率0.16%と、わずかとはいえ上昇していたのであるが、安倍政権下では、年率-1.57%（6年間に-4.1%）も低下している。

国民目線で見れば、安倍政権下の日本経済は、回復どころか悪化しているのであり、「アベノミクス」の失敗は歴然である。

「いざなぎ景気」とは、1965年11月から1970年7月まで57か月続いた景気上昇である。**（第Ⅰ表）** 佐藤栄作首相は、「第二の開国」と言われる資本自由化を進め、それに対応して八幡製鐵と富士製鐵の合併など、国際競争力強化を目指した企業の大型合併が数多く行われた。また、東京オリンピック後の景気対策として、戦後初の建設国債が発行された。この間GDPは実質で年率11.1%拡大し、それに伴って実質賃金も年率8.1%増加した。

戦後最長の景気上昇は、2002年2月から

2008年2月まで73か月続いた「いざなぎ景気」である。**（第Ⅰ表）** 小泉純一郎首相と竹中平蔵内閣特命大臣とのコンビにより、「構造改革」、「規制緩和」、「民営化」、「自助努力」などのキャッチフレーズの下に、企業行動に対する規制緩和、公営企業の民営化、自由貿易の推進、福祉政策や社会保障の削減・縮小、労働者派遣の制限緩和など「新自由主義」的な効率重視の経済政策を推進した。その結果、企業の経常利益は戦後最高を記録し、内部留保が急増したが、賃金は上がらず、社会保険料がアップして、労働者の生活はむしろ悪化した。政治的には、極端な対米従属が特徴であった。

今回の景気回復であるが、まだ名前がついていないので、仮に「平成末景気」と呼ぶことにする。**（第Ⅰ表）** 始まりは2012年12月とされ、2018年11月までに既に71か月が経過した。安倍晋三首相の看板政策である「アベノミクス」に基づいて、黒田東彦日銀総裁が「異次元の金融緩和」を実行した結果、円安に加えて金融危機後の不況から脱した世界経済の持ち直しもあって、輸出が上向いた。しかし、デフレ経済から脱却することは出来ず、企業減税や大幅な公共投資を続けた結果、国の借金が100兆円を超えた。企業の収益は史上最高を記録したが、賃金が上がらず、個人消費は低迷したままである。また、株高等により一部の金持ちがますます豊かになる一方で、生活困窮者が増え、社会全体として格差が拡大した。

政治的には極端な大企業本位、対米従属の政治であり、小泉政権と類似しているが、実質賃金の低下率は小泉政権以上である。

第1表 いざなぎ景気、いざなみ景気との比較(増減%)

	期間	実質GDP	実質賃金
いざなぎ景気	1965年11月～57ヵ月	11.09	8.05
いざなみ景気	2002年2月～73ヵ月	0.92	-0.41
今回(平成末景気)	2012年12月～71ヵ月	1.14	-1.57

※ 今回(平成末景気)は継続中。2018年は推計値から計算した。

※ 増減率は年率換算値である(5年間であれば $5\sqrt{5}$ 年間の増減率)。

[資料] 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## 2 安倍内閣(アベノミクス)の5年間

安倍総理は、「この春、高校、大学を卒業した若者たちの就職率は過去最高水準となった」、「有効求人倍率は、全ての都道府県で1倍を超えている」等々と、「アベノミクス」の成果を宣伝しているが、それは、都合の良い時期の、都合の良いデータを使い、都合の良い説明を加えて世間を欺こうとするものである。

第2次安倍内閣発足前の1年である2012年と、現時点で各種のデータを揃えることが出来た2017年を比較し、「アベノミクス」の結果を検証してみると(第2表)、まず、この間のGDP(国内総生産)の成長率は、名目11.0%(年率2.1%)、実質6.7%(同1.3%)であり、拡大はしているものの極めて低水準である。その主因は、内需のカギを握る消費支出が-4.3%と減少したためである。家計消費支出が減少したのは、賃金が名目で1.0%増えたものの、物価上昇を除いた実質では-4.1%の低下となり、加えて非消費支出が6.6%も増加したために、可処分所得(使えるお金)が-1.9%と減少したからである。非消費支出増加の内訳をみると(勤労者世帯)、直接税は1.7%増、社会保険料は10.5%増であり、福祉切り捨てによる社会保険の負担増の影響が大きい。

その結果、2002～2012年の10年間で0.22ポ

イントの上昇にすぎなかったエンゲル係数(飲食費/家計消費支出)が、2012～17年の5年間に1.4ポイントも上昇した。

一方、企業の利益は72.4%も増え、史上最高を記録した。その資金の一部は配当に回されたものの大部分は企業内部に溜め込まれ、内部留保が大幅に増加した。「異次元の金融緩和」によるお金のダブつきと企業収益の増加を反映して株価が高騰し、一部の金持ちはますます豊かになったが、大部分の労働者・国民は生活が悪化し、格差が拡大した。

なお、生きていくためには、たとえ条件が悪くても就職せざるを得ないのであり、若者たちの就職率が高いといっても、希望に沿った仕事が出来ているかどうかは別問題である。アメリカでは、能力に見合わない仕事に就いている人は、潜在的失業者とみなされる。

また、有効求人倍率が高いのは、「接客給仕」9.07倍(2018年10月東京、以下同じ)、「介護サービス」7.36倍、「飲食物調理」5.82倍、「社会福祉」4.82倍など、労働条件が悪いために離職率が高く、常時求人しても応募者が少ない一部の職業の影響が大きいのであり、一番求職者が多い「一般事務」の有効求人倍率は0.48倍にすぎない。

第2表 安倍内閣（アベノミクス）の5年間

	単位	2012年	2017年	増減率(%)
名目GDP	兆円	494.48	548.64	11.0
実質GDP	〃	499.43	532.98	6.7
名目賃金（指数）	2017年 =100.0	100.0	101.0	1.0
実質賃金（指数）		104.8	100.5	-4.1
消費者物価指数		96.2	100.4	4.4
可処分所得	万円	38.98	38.24	-1.9
消費支出	〃	28.34	27.11	-4.3
非消費支出	〃	8.19	8.73	6.6
エンゲル係数	%	22.60	24.00	1.4ポイント
企業経常利益	兆円	48.46	83.55	72.4
配当金	〃	13.96	23.32	67.1
株価	円	9,328	22,417	142.7

[資料]: 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
総務省「家計調査」、財務省「法人企業統計」、東証データ。

直接税（勤労者世帯）	円/月	35,956	36,552	1.7
社会保険料（〃）	円/月	45,863	50,691	10.5

### 3 先進国の中で際立って低い日本の経済成長率

日米欧の株価の連動が示すように、現代の経済は、各国が相互に結びついて動いている。そこで、他の国との比較によって「アベノミクス」を検証してみよう。

まず、2018年11月に発表されたOECD（経済協力開発機構）の「エコノミックアウトルック104号」によると、2019年の経済成長見通しは、世界平均3.5%に対して日本は、その3分の1以下の1.0%である。アメリカは2.7%、ユーロ圏は1.8%と予測されている。

次に、先進国クラブであるGセブンの7か国について、2012年と2016年を比較してみると、日本の実質GDPは下から3番目と低く、実質賃金が唯一マイナスになっている。

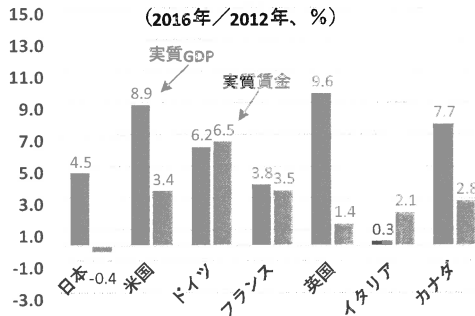
〔第1図〕

経済は、国内における財・サービスの生産

活動から生まれた付加価値（その合計≒GDP）が賃金、税金、企業純益等に配分され、それが家計消費、政府消費・投資、民間設備投資等の新たな需要に転化して次の生産を誘発するという、循環を繰り返しながら成長していく。その中でとりわけ重要なのは、どの国においても需要の50%以上を占める家計消費であり、その源は賃金である。賃金がマイナスなのに経済成長を期待するのは無理である。

このように、国際比較においても「アベノミクス」の失敗は明らかである。なお、中国およびインドの経済成長率は先進国の3倍以上の32%台、韓国はその中間の12%台に位置している。

第1図 実質GDPと実質賃金の国際比較



(注1) 実質GDPは2010年価格基準、2010年为替レートベースによる、US\$表示。  
 (注2) 実質賃金は、2016年購買力平価 (PPP) レート、2016年価格基準で換算した各国の平均年取、US\$表示。  
 [資料] 実質GDP・・・国連統計 実質賃金・・・OECD統計

4 第2次安倍政権発足前に戻すには2万3千円余の賃上げが必要

厚生労働省の「毎月勤労統計」によると、2017年の「月間現金給与総額」は、従業員5人以上の事業所で31万6966円である。「月間現金給与総額」は、1997年の37万1670円をピークに下降が続き、2018年(当研究所推計)は32万2008円で、1997年を4万9662円、13.4%も

下回っている。安倍内閣発足後の5年間では、名目賃金が1.0%上昇したものの、消費税3%を含む物価上昇4.4%によって、実質賃金は-4.1%と低下した。

そこで、「とりあえず生活を安倍政権発足前まで戻し、それを維持するためには、2019春闘においてどの程度の賃上げが必要か」を試算したところ、7.16%、2万3044円となった。(第3表)

その内訳は、2012年から18年までの消費税および社会保障等の改悪による負担増分1万3058円、この間の消費税を除く物価上昇分1万0398円、2019年10月に予定されている消費税の影響分2318円、2019年の物価上昇見通し分5152円であり、その合計3万0926円から、2012～18年の名目賃金上昇分7882円を除いた2万3044円が賃上げ必要額である。これは、2018年の「現金給与支給総額」(推計)32万2008円の7.16%に相当する。なお、「現金給与支給総額」は、ボーナス(年間2.59か月分)を含む年間給与の12か月平均である。

第3表 安倍内閣発足前に戻すために必要な賃上げ額

	%	円
A 消費税・社会保障等の影響による可処分所得の減少(2012～18年)(名目)	3.70	13,058
B 消費税を除く物価上昇(2012～18年)	3.31	10,398
C 新たな消費税増税(2019年10月より、2%)	0.72	2,318
D 2019年度消費者物価上昇見通し	1.90	5,152
E 名目賃金の上昇(2012～18年)	2.51	7,882
賃上げ必要額(A+B+C+D-E)	7.16	23,044

[資料出所] 大和総研「消費税増税等の家計への影響試算」(2017年10月版)  
 日本銀行「経済・物価情勢の展望」2018年10月、総務省「家計調査」  
 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

以上は、「とりあえず生活を安倍政権発足前まで戻し、当面、それ維持するために必要な賃上げ額」である。バブル経済崩壊後の「失われた20年」+αを脱するために過去のピークである1997年まで戻そうとすれば、4万9662

円の賃上げが必要である。また、後で触れるが、これ以上内部留保を増やさず日本経済を正常な姿に戻すために、2017年度の1年間に増えた内部留保を活用すれば6万9420円の賃上げが可能になる。

## 5 重要な最低賃金の引き上げ

### (1) 韓国に抜かれた日本の最低賃金

格差の拡大、貧困層の増大の下で、最低賃金の引き上げがとりわけ重要となっており、各国ともその引き上げに力を入れている。第4表は、2017年における各国の最低賃金額およびその後の状況を示したものであるが、まず、アメリカは、2017年時点では日本とそれほど変わらない時給7.25ドル、813円であったが、2018年から、ワシントンDCの12.5ドル、1415円を筆頭に、カリフォルニア11.0ドル、バーモント及びアリゾナ10.5ドル、ニューヨーク10.4ドル、コロラド10.2ドル、ロードアイランド及びハワイ10.1ドルなど、14の州で時給10ドル、1132円以上に引き上げることが決まっている。カナダも2017年時点では日本と

大差がないが、2018年2月には時給1000円を超え、さらに2021年には、1358円に上昇する見込みである。イギリス、フランスおよびドイツは、2017年時点ですでに時給1000円を超えているが、さらに、2018～20年に、イギリス1187円、フランス1329円、ドイツ1257円まで上昇することになっている。

注目すべきは韓国である。2017年には日本を24.3%下回る時給642円であったが、2019年に825円に引き上げられる。実は、韓国には「週休手当」と言われるものがあり、それを加えると2019年の時給は991円になる。これは、日本の都道府県平均最低賃金(2018年10月から実施)の874円を上回り、2019年の最低賃金の改定状況によっては、東京、神奈川をも上回る可能性がある。

第4表 各国の最低賃金比較(2017年)

	時給(注)		最新時点
	US\$	円	
日本	7.56	848	
アメリカ	7.25	813	2018年からワシントン特別区の12.5ドル≒1,415円を筆頭に、カリフォルニア、マサチューセッツなど主要な州が10ドル≒1,132円以上に引き上げ
カナダ	8.76	983	2018年2月現在、\$11.35≒1,014円、2021年には、\$15.2≒1,358円に上昇予定
イギリス	9.05	1,015	2018年4月現在、25歳以上 7.83ポンド≒1,187円
フランス	11.00	1,234	2018年から9.88ユーロ≒1,329円
ドイツ	9.96	1,117	2019年1月1日に9.19ユーロ≒1,236円、さらに2020年1月1日から9.35ユーロ≒1,257円に引き上げ予定
韓国	5.72	642	2019年に8,350ウォン≒825円、「週休手当」を含めると1万30ウォン≒991円

(注) 2017年の時給は、①各国の時給ベースでの法定最低賃金、②米ドルへの換算は2017年の為替レートベース、③円への換算は2017年為替レート、1US\$=112.166円による。

[資料出所]: OECD(Organization for Economic Co-operation and Development)、「労働政策研究・研修機構」、「日本貿易振興機構」等の各国最低賃金に関する資料。

## (2) 内部留保のわずか2.3%で時給1500円への引き上げが可能

厚生労働省の平成28年(2016年)「賃金構造基本統計調査・特別集計」によると、時給1500円未満の雇用者は1794.8万人となっているが、この調査は、従業者10人以上の事業所を対象としており、かつ、回答があった事業所のみを集計となっている。そこで、税務統計であり調査に漏れはないと思われる国税庁「民間給与実態統計調査」を利用して全数推計を行ったところ、時給1500円未満の雇用者数は2354万人(雇用者全体の約41%)と推計された<sup>1</sup>。全員を時給1500円に引き上げるためには、企業全体で年間16.43兆円の原資が必要であるが、この額は、2017年度の内部留保667.3兆円の2.5%にすぎない。

同様に、時給1000円について推計すると、対象雇用者は1597.7万人(雇用者全体の約27.8%)で、全員を時給1000円に引き上げるためには、企業全体で年間9.62兆円の原資が必要であり、2017年度の内部留保額の1.4%に相当する。

## (3) 見逃せない公務部門の低賃金雇用者

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」も国税庁の「民間給与実態統計調査」も、公務部門を含んでいない。しかし、公務部門には国の機関7.8万人、自治体64.3万人、合計72.1万人もの非正規雇用者が働いており、公務員全体の国27.4%、地方23.4%、合計23.8%を占めている(2016年)。そのほとんどは年収200万円未満、時給1000円未満である。

その中で比較的条件が良いと思われる中央官庁・霞が関の国家公務員を例にすると、週5日、1日7時間45分勤務、日給8400円、通勤手当、超過勤務手当、社会保険制度、ボーナスおよび退職手当(長期勤務者のみ)あり、

住居手当、寒冷地手当等の生活関連手当はなしとなっている。ただし、勤務時間は昼休みの1時間を除いており、拘束時間としては8時間45分である。

諸手当およびボーナスは個人差が大きいので、基本給について時給を計算すると、まず労働時間であるが、ほとんどの人はフルタイムで働いているので、1日8時間として、祝日、年末年始及び土日を除く239日×8時間=1912時間になる。次に、給与は、日給8400円×239日=年間200.7万円だから、時給に直すと、200.7万円/1912時間=1050円になり、1000円ギリギリである。霞が関の国家公務員の職場でこうなのだから、公務員全体としてみればもっと悪いであろう。

実は、非正規雇用公務員の給与は、正規採用公務員の高卒初任給が基準になっており、現在(1か月)は、公務員試験合格者14万8600円、その他14万4100円である。この、その他14万4100円を時給に換算すると904円(日給7235円)になり、それが非正規雇用の基準になる。したがって、最低賃金を時給1000円にした場合、公務部門の非正規雇用者の時給も100円程度引き上げる必要が出てくる。

時給を1500円に引き上げた場合には、そもそも高卒公務員の初任給が、試験合格者で時給換算1247円(ボーナス、諸手当を含む)だから、まずそれを1時間253円、1か月4万円程引き上げなければならない。なお、公務員の場合、非正規であっても正規と同じように守秘義務等が課せられ、他方、長期雇用者の正規雇用への転換等、民間労働者のような労働法による保護・保障はない。給与の支給は人件費ではなく消耗品と同じ事務経費として支払われる。

## (4) 最低賃金引き上げ実現のためには法的規制が必要

平成28年(2016年)「賃金構造基本統計調査・特別集計」によると、2019年度の最低賃金を下回る雇用者が約17万人もいる。調査対象者数の1%未満とは言え、法が守られていないことは問題である。

最低賃金の引き上げについて、中小企業経営者の多くから「困難」と言う声が聞こえてくる。日常的に納入単価の切り下げを強要され、経営者自身、生活できる収入を確保できないという現実を前にすれば、それは十分理解できることであり、最低賃金を引き上げるためには、中小企業も生産コスト上昇分を100%価格に転嫁できるように元請け会社への規制を強化するなどの法的保証あるいは行政の働きかけが必要である。消費税導入の時には100%価格転嫁するように行政指導が行われた。最低賃金の引き上げは法律事項なのだから、もっと強力な対策を実施すべきであろう。

## 6 労働者のための働き方改革

### (1) 労働関連改悪法案の強行採決

2018年6月29日の参院本会議で、「働き方改革関連法案」が強行採決された。そこには、高収入の専門職を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」が含まれている。

過去を振り返れば、2004年の小泉内閣による「労働者派遣法」改定を契機に、ソニーやトヨタといった大企業が率先して“リストラ”を強化した。その結果、非正規労働者や失業者が急増し、賃金が上がらず、「ワーキング・プア」や「ネット・カフェ難民」が生まれた。また、工場閉鎖や企業の海外移転によって中小企業の倒産が増え、国内産業の空洞化によって各地に「シャッター街」が生まれた。

その間に、労働者・労働組合が長い闘いによって勝ち取ってきた様々な権利や慣習が、

はく奪あるいは無効化されてきた。今度は、いよいよ労働時間規制の本丸に手を付けようとするものである。

12月8日未明に自民、公明両党と日本維新の会、無所属クラブの賛成多数で可決、成立した「出入国管理法(入管法)」(外国人労働者の受け入れ拡大)改正案も、アジア等からの低賃金労働者を増やし、今後、賃金抑制圧力となることは間違いない。

### (2) 当面する必要な働き方改革

労働総研が提起する労働者のための「働き方改革」は、非正規雇用の正規化と「働くルールの厳守」を柱とする、現行労働法制に照らして直ちに実施すべき改革である。

#### ① 同一労働同一賃金

第1のポイントは、「同一労働同一賃金を実現して正規と非正規の格差を埋め、若者が将来に明るい希望が持てるようにする」ことである。そのためにまず行うべきは、最低賃金の時給1500円への引き上げである。

#### ② 非正規の正規化

非正規労働者の正規化については、正規雇用化を希望している人を全員正規雇用にしたうえで、身分保障を徹底しなければならない。厚生労働省によれば、非正規労働者は男性647万人、女性1389万人、あわせて2036万人に上っており、その内、正社員を望む者の割合は男性36.9%、女性27.4%となっているから、正規化の必要人数は、男女合わせて619.3万人と推定される。

次に、正社員と同じ賃金を保障する必要があるが、現在、正社員と非正社員の間に、男性154.9万円、女性141.2万円の格差があり、これを解消するためには、年間9.1兆円の原資が必要になる。



### ③ ワーク・ライフ・バランスの改善

第2のポイントは、ワーク・ライフ・バランスの改善である。長時間労働を是正すれば、女性や高齢者が仕事に就きやすくなる。そのためにまず行うべきは、「サービス残業(不払い労働)の根絶」と、「年休の完全取得」および「週休2日制の完全実施」である。

**不払い労働(サービス残業)**……いわゆる「サービス残業」は不払い労働であり、違法行為である。にもかかわらず、当研究所が推計したところ、従業者5人以上の事業所平均で、年間1人あたり180時間の「サービス残業」が行われている。これを根絶すれば、その穴埋めのために全体で307.8万人の新規雇用が必要になり、新規雇用者の給与支払いのために9.10兆円の原資が必要になる。

**年次有給休暇取得の完全取得**……2018年の日本の労働者1人当たりの年次有給休暇付与日数は18.2日であり、フランスの30日、イギリスの4労働週、ドイツの30日など、EU諸国と比べて極めて低い水準にある。にもかかわらず、取得率は51.1%と前年より1.7ポイント上回っているものの、低水準のままである。

EU諸国では、年休の完全取得が常識になっている。それは、生産計画のなかに、年休完全取得を前提にした要員計画が組み込まれているからである。年休は労働基準法にもとづく労働者の権利であり、その完全取得は当然の要求である。その実現のためには、年休完全取得を前提にした要員計画を組み、必要な雇用を増やす必要がある。

**週休2日制の完全実施**……週休2日制は、日本でも一般的な制度として定着しているが、「週休1日制または週休1日半制」としている企業がまだ6.8%もある。

「サービス残業(不払い労働)の根絶」と「年

次有給休暇の完全取得」および「週休2日制の完全実施」を合わせた「働くルールの確立」によって、それを穴埋めするための新規雇用だけで、それぞれ307.8万人、158.5万人、9.5万人、合計475.8万人が必要である。それに間接雇用増(人員増→賃金増→消費需要増→生産増→雇用増)を含めると561.3万人になる。そのために必要な原資は14.07兆円であり、2017年度の内部留保額の2.1%で足りる。

### 7 これ以上内部留保を増やさなければ4万円の賃上げが可能

2017年度の内部留保は、前年より62.6兆円増えて667.3兆円に達した。(第5表)従業員1人あたり1581万円であり、2万5000円の賃上げに必要な原資はその3.0%である。1997年のピークに戻すために4万9662円の賃上げを行ったとしても4.9%で足りる。全労連の2019春闘要求2万5000円の賃上げは、ボーナスを2.69か月分として1人年間36.5万円だから、資本金1000万円未満の企業でも、その17.1%で実施することが出来る。

次に、2017年度に、前年度より内部留保が62.6兆円増加しているが、既に、前年には売上高の41.5%に達しており、それ以上増やす必要があるとは到底考えられない。それどころか、労働者、株主、関連企業および社会に還元して、妥当な水準まで戻し、日本経済を正常化すべきである。<sup>2</sup>

もし、2017年度に増えた内部留保を、まず当初と同じ比率で株主と役員に追加配分し、残りで従業員給与を引き上げるとしたら、どれだけの賃上げが可能になるだろうか。この場合、原資はその年の営業活動から生じた内部留保(「利益準備金」、「積立金」および「繰越利益剰余金」の合計=狭義の内部留保)に限定すべきであるから、40.25兆円とする。

役員給与に配分されるのは2.92兆円、株主

配当に配分されるのは5.13兆円であり、賃上げの財源は32.2兆円になる。ただし、賃上げに回すと、納税済みである内部留保が納税前の経費に変わるので、財源は32.2兆円が42.75兆円になる。それを「法人企業統計」の従業

員、4221万人で割った1人あたり賃上げ可能額は、年間101.3万円、1か月6万9420円である。仮にその半分を社会に還元したとしても4万円弱の賃上げが可能である。

第5表 資本金規模別内部留保の状況（2017年度）

	内部留保		前年比増減		狭義の 内部留保
	金額	従業員1人 あたり	金額	従業員1人 あたり	
	兆円	万円	兆円	万円	兆円
全規模	667.3	1,581	62.6	148.2	446.5
10億円以上	347.3	4,588	19.2	253.4	216.6
1～10億円	91.3	1,429	7.8	122.4	64.3
5千万～1億円	60.9	1,106	3.2	58.3	42.0
1千万～5千万円	150.2	1,036	29.7	205.3	107.7
1千万円未満	17.6	214	2.6	31.4	15.9

[資料]：財務省「法人企業統計」

### 8 賃上げ、労働条件の改善こそ経済活性化への道

賃金の引き上げ、労働時間の短縮、非正規雇用の正規化など、労働・雇用条件の改善は企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスとなって跳ね返ってくる。また、GDP（国内総生産≡付加価値）や雇用および税収を増加させ、国全体の経済を活性化する。

当研究所として、産業連関分析<sup>3</sup>の手法により、労働条件改善が日本経済に及ぼす影響を計測したところ（第6表）、働くルールの確立、非正規の正規化、最低賃金の時給1500円への引き上げと、2019年春闘要求2万5000円の実現によって、GDPが34.8兆円増加すると予測された。これは2016年度のGDP 538.4兆円の6.5%に相当する。つまり、安倍内閣6年

平均の名目GDP成長率1.14%が6倍近くに加速されることになる。それに要する原資は59.5兆円であり、2017年度内部留保667.3兆円の8.9%弱にすぎない。2017年度の内部留保増加額62.6兆円だけでも賄うことが可能である。

さらに、賃金を春闘要求の2万5000円ではなく、1997年のピークに戻る4万9662円を引き上げたとしても、必要な原資は32.5兆円であり、2017年度内部留保の4.9%である。

### 9 2019春闘は世直し春闘

※ 安倍内閣による大企業本位の経済政策が続いている。企業の経営者は、目先の利益にばかり目を向け、企業収益の増加と内部留保の積み上げに励んでいる。企業は、本業より債券や海外からの収入に頼り、生産現場に対して過酷なノルマを押し付けた。その結果、旭化成、三菱自動車、東洋ゴム、東レ、ニッ

サン、スバル、神戸製鋼、三菱マテリアルといった日本を代表する大企業で、次々と不正・不祥事が明らかになり、日本企業の信用を失墜させた。

※ 内部留保拡大の大きな要因は、賃金の抑制と法人税納税額の減少である。賃金については労働者・労働組合が闘って勝ち取る以外にないが、法人税は政策の問題であり、政治を変えなければならない。安倍内閣発足時の2012年に38.9%だった法人税納税率（納税額／納税前純利益）は、減税等によって2017年には24.7%に低下し、企業はそれだけで5年間に35.4兆円もの利益を得ている。

※ 賃金の低下や社会保障制度の改悪が続いているのは、情勢が厳しいとはいえ労働運動の敗北であろう。賃上げや働くルールの改善は、労働者の生活を向上させるだけではなく、日本経済を正常化し、拡大するカギとなるものであり、その実現は、労働者・労働運動の社会的責任と言える。

※ 格差拡大、貧困層の増加から、最低賃金の引き上げが重要性を増している。世界各国もその引き上げを進めており、日本だけが取り残されないように、2019春闘およびその後を含めた闘いの重点課題とすべきである。

第6表 労働条件改善の経済波及効果

	改善に必要な財源	内部留保に占める割合	経済波及効果			
			国内生産増	GDP増	税収増	雇用増(注2)
	(兆円)	%	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(万人)
働くルールの確立	14.07	2.11	14.39	6.80	1.24	561.3
不払い労働根絶	9.10	1.36	9.31	4.40	0.80	363.1
年休完全取得	4.69	0.70	4.79	2.27	0.41	187.0
週休2日制完全実施	0.28	0.04	0.29	0.14	0.02	11.2
非正規の正規化	9.07	1.36	13.25	6.53	1.19	81.5
最賃を時給1500円に引き上げ	16.43	2.46	24.00	11.83	2.16	147.7
労働者の生活を安倍内閣発足前の水準まで回復	18.36	2.75	18.77	8.88	1.38	111.6
賃金水準を1997年のピーク時まで回復	32.54	4.88	33.28	15.74	2.87	197.8
内部留保増分を賃金や配当に配分(注1)	42.75	6.41	43.72	20.68	3.78	259.9
2019年春闘要求(2.5万円)の実現	19.92	2.98	20.37	9.63	1.76	121.1

(注1) 2017年度における狭義の内部留保増分から、同年の実績に基づき役員手当と配当金を追加支給し、残りを賃上げに配分。

(注2) 雇用増には、その実現によって直接必要となる雇用（不払い労働根絶、年休完全取得および週休2日制の完全実施）と、その実現によって国内需要が増加し、それを満たすために必要となる間接的な雇用増（全項目）がある。いずれも、必要な労働の増加量を人員に換算したものであり、労働強化（残業や休日出勤等）でカバーされてしまえば、雇用は増えない。

[資料]：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、「就業構造基本調査」および「全国産業連関表」等から労働運動総合研究所が試算した。

(注)

- 1 全体推計の方法は次のとおり。①1500円の年間収入は、〔1500円×一般・パート平均年間労働時間1721時間＝258.1万円〕、②国税庁「民間給与実態統計調査」から年間収入258.1万円以下の雇用者数を推計すると2353.5万人、③「賃金構造基本統計調査・特別集計」の結果に2353.5/1794.8＝1.3113を乗じて全体を推計した。
- 2 詳しくは、木地孝之「増大する内部留保とその源泉」『労働総研クォーターリー』 No.111 2018年秋季号を参照。
- 3 産業連関表は、1973年ノーベル経済学賞受賞者、ハーバード大学のワシリー・レオンチェフが開発した経済統計表であり、現在、世界の約90カ国で作成されている。

この表を利用した産業連関分析によって、1単位の需要が発生した場合、それが誘発する究極的な国内生産の大きさを計測することが出来る。例えば、自動車に1億円の需要が発生すると、まず、自動車産業が1億円の生産を行うが、その生産活動は、タイヤの生産→合成ゴムの生産→エチレンの生産→原油の輸入といった具合に、次々と関連産業の生産を誘発していく。それでは、最終的にどの産業の生産がどれだけ増えることになるかを産業別に推計することが出来る。また、ある製品の価格が上昇した時に、それを利用する各産業の製品価格が、最終的どれだけ上がるかを計測することもできる。

## 研究部会報告

### ・労働時間・健康問題研究部会 (2018年11月30日)

安倍「働き方改革」一括法と労働時間制の課題をテーマに全労連大会方針、秋闘方針、19国民春闘方針もふまえて、岩橋祐治全労連副議長が労働時間、健康問題を視点に報告した。改悪内容を職場に入れさせない闘い、時間外・休日労働の規制＝36協定の締結・改定、それに働くもののいのちと健康をめぐる最近の問題・課題が柱。労働法制中央連絡会「働き方改革」一括法批判検討会の内容も紹介され、プロジェクト研究との関連で青年の過労死KKR札幌新人看護師過労自死事案についても論議した。

### ・中小企業問題研究部会 (12月5日・公開)

「個人請負の働き方の類型化と今後の政策課題～建設産業からの考察～」について、柴田徹平岩手県立大学講師の報告を受けて質疑討論した。報告は、①一人親方の労働条件の現状、②一人親方の労働者性に関する動向、③一人親方の保護政策の現状と課題、④個人請負就労者の保護政策はどうあるべきか、⑤今後の研究課題について、聞き取り調査とアンケート調査の分析に基づいて行われた。主な特徴は、一人親方の働き方を、独立自営型(事業主的)、手間請型(中間的)、常用型(労働者的)の三つに分類して、各々の保護政策と課題を明らかにした。他産業においても、個人請負就労は労働コスト削減目的で使われており、企業にコストを負担させる方策の運動と研究が期待される。

### ・女性労働研究部会 (12月11日)

日弁連シンポジウム「セクシュアルハラスメントの根絶と被害者の救済のために」について橋本佳子さんが報告し、「ジェンダー平等実現にむけて一差別撤廃条約選択議定書の批准の意義」として上田裕子さんがパトリシア・シュルツ氏(女性差別撤廃委員)の講演を中心に報告した。セクシュアルハラスメントは人権侵害と差別の視点で問い直すことが大事であること、差別されない権利、ジェンダー平等への権利を確かなものにする上で選択議定書の批准が重要であることが確認された。

## 12月の研究活動

- 12月2日 社会保障研究部会
- 5日 中小企業問題研究部会(公開)
- 11日 賃金最賃問題研究部会  
女性労働研究部会
- 12日 労働運動史研究部会
- 15日 関西圏産業労働研究部会
- 17日 大企業問題研究会
- 27日 労働組合研究部会

## 12月の事務局日誌

- 12月13日 労働法制中連事務局団体会議
- 16日 労働総研クォーターリー編集委員会
- 17日 企画委員会